

- 三年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ三日分
- 五ヶ年以上一ヶ月ヲ増ス毎ニ五日分
- 九解雇スル場合ハ退職手当ニ三ヶ月トス
- 可、皆勤賞與ヲ一ヶ月三十分迄給スルコト
- 二、健康保険金全額 負担ノコト
- 三、脱衣場食堂ヲ至急設置スルコト
- 十三、残業手当一時間ニ分ヲ支給スルコト

要求書ニ對スル工場主ノ回答

- 一、推託
- 二、全
- 三、要求ニ應ス
- 四、拒絶
- 五、常用日給ニ對シ三分値上  
 ホールト捨切工賃一本ニ付一重ニ毛ニ値上  
 鍍金工賃ホールト一本ニ付 五毛ニ値上  
 女工ハ従前ノ通り
- 六、三日以上十日間以内ノ者ニ對シテ日給ノ半額ヲ支給ス  
 但シ鍍金工ハ日給三分ノ一ヲ支給ス
- 七、成績良ト認めルモノニハ一年(一重)ニ昇以上五年以内ノ昇  
 階ヲ認答ス